

御意見の概要及び御意見に対する考え方

No.	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 復興施策・事業について			
(1) 地震・津波被災地域			
1	総論	各自治体の復興の進捗状況やニーズに応じた支援の継続、柔軟な対応。	地震・津波被災地域については、復興の総仕上げの段階を迎える一方で、被災者支援を始め、対応が必要な事業がなお残ることから、令和元年12月に閣議決定された復興・創生期間後の基本方針に基づき、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を進めてまいります。
2	防災集団移転促進事業	防災集団移転事業の移転元地や整備した土地の利活用について、復興・創生期間後の引き継ぎの支援、新たな支援制度の創設等	復興・創生期間後の基本方針において、防災集団移転促進事業によって取得した移転元地等の活用について、土地利用計画の策定、登録免許税の免税措置による公有地の集約促進や具体的な土地利用のニーズに応じた産業系用地の基盤整備の支援など、復興・創生期間までに行ってきた支援や実績を踏まえ、被災地方公共団体の取組を引き続き推進するとされており、どのような推進方策が適切かについて、各地方公共団体における土地利用のニーズ等も踏まえつつ、適正な土地利用を図る観点から検討を進めてまいります。
3	家賃低廉化・特別低減事業	災害公営住宅等 の家賃低廉化・特別低減事業について、国の財政支援の継続、支援水準の維持等	災害公営住宅等の家賃低廉化・特別低減事業の継続については非常に重要な課題であると認識しており、令和元年12月に閣議決定された「復興・創生期間後の基本方針」に基づき検討を進めております。 まず、特に低所得者向けの施策である特別家賃低減事業はこれまでの制度どおり、管理開始から10年間の支援を継続する方向で検討しております。 また、家賃低廉化事業は、公営住宅法で支援が定められており、法定の補助率は最大20年間確保されております。その上で、これまで復興交付金制度で行ってきた補助率嵩上げについて、期間を特別家賃低減事業と同じく、管理開始後10年間の継続とすることを目指し、概算要求にて要求内容をお示しし、年末の予算案に向けて、調整に努めるとともに、関係省庁と連携し、居住の安定に努めてまいります。
4	ハード事業	道路や防波堤等のハード事業の早期完工に向けた継続した支援等	地震・津波被災地域においては、復興・創生期間内に一日も早くハード事業を完了させることを目指してまいります。
5	復興交付金事業	やむを得ない事情が生じた場合の復興交付金事業の支援継続	復興・創生期間後の基本方針において、復興交付金事業を含めハード事業については、「関連工事との調整などやむを得ない事情により期間内に未完了となる一部の事業については、期間内に計上された予算の範囲内で支援を継続する」とされており、該当する事業がある場合にはご相談に応じます。
6		復興予算に係る予算繰越などの弾力的対応	
7	被災者支援	心のケア等 の被災者支援、児童生徒の支援等 の継続と確実な財政措置	心のケア等の被災者支援は、復興・創生期間後の基本方針において、復興・創生期間後も事業の進捗に応じた支援を継続するとしているところです。 また、被災した子どもへの学習支援や心のケアのための支援についても、同基本方針において、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続するとしているところ、引き続き適切に対応してまいります。

No.	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
8	産業・生業	グループ補助金、立地補助金の適用期間の必要な延長等	<p>中小企業等グループの再建支援については、復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続することとしております。</p> <p>津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、これまでの復興状況等を踏まえ、復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、区画整理事業等による環境整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域に対象地域を重点化した上で、企業等からの申請期限を4年間（令和5年度末まで）・運用期限を5年間（令和7年度末まで）延長しました。</p>
9		水産業の再建の支援	<p>水産業の再建のため、漁港、漁船、水産加工施設の復旧整備、水揚げ回復に向けた取組、販路回復に向けた水産加工機器の導入等の支援を行っているところです。</p> <p>引き続き、関係省庁や県・市町村と連携し、取り組んでまいります。</p>
10		種苗放流への支援の継続	<p>震災の影響を受けた栽培漁業の放流種苗の確保に対応するため、「被災海域における種苗放流支援事業」において、放流用種苗の生産について支援を行っているところです。</p> <p>引き続き、関係省庁や県・市町村と連携し、取り組んでまいります。</p>
11		ITやバイオ分野、素粒子物理学分野など新産業の創出や防災関連産業の集積に繋がる取組の推進	<p>復旧後の地域における新産業の創出の在り方については、地域全体の合意形成の下進められるべきと考えており、まずは県や近隣の自治体、域内の関係者等との間でよくご議論頂くことが重要であると認識しております。</p>
12		応援職員の確保等の人材確保対策の継続	<p>応援職員の確保などの人材確保対策については、復興・創生期間後の基本方針も踏まえながら、関係省庁と連携し、継続して取り組んでまいります。</p> <p>地域おこし協力隊については、総務省において、一層制度の充実に取り組んでいくことと承知しております。</p>
13	地方単独事業	地方税の減収に対する補てん措置等の継続	<p>復興・創生期間後の基本方針においては、地方税法や東日本大震災復興特別区域法等の法律に基づき生じる地方税の減収額等に対し、震災復興特別交付税による補てん措置を継続することとしております。</p> <p>復興庁としては、被災団体が復興・創生期間後も必要な事業を確実に実施できるよう、関係省庁と連携し、しっかりと対応してまいります。</p>
14	原子力災害に起因する事業	放射性物質吸収抑制対策の継続	<p>土壌中の放射性物質の農作物への移行低減のため、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の取組について支援を行っているところです。</p> <p>引き続き、関係省庁や県・市町村と連携し、取り組んでまいります。</p>
15		浄水発生土の定期的な測定の実施、及び指定廃棄物解除に向けた管理型処分場の早期建設	<p>放射性物質の半減期から将来の放射能濃度は推計可能です。このため、定期的に測定する必要はないと考えておりますが、状況に応じて御相談させていただきたいと思っております。</p> <p>宮城県においては長期管理施設の整備方針は堅持しつつ、県からの要望により長期管理施設設置の候補地の議論は凍結し、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理を優先的に推進しているところです。</p> <p>今後、農林業系廃棄物の処理の進捗を見つつ、指定廃棄物の処理に向けた議論の再開については宮城県とも検討してまいります。</p>

No.	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
(2) 原子力災害被災地域			
16	総論	各自治体の復興の進捗状況やニーズに応じた支援の継続、柔軟な対応	復興・創生期間後の基本方針において、福島復興・再生については、中長期的な対応が必要であり、当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興に国が前面に立って取り組んでまいります。なお、復興創生期間後の終了から5年目に当たる令和7年度に復興事業全体のあり方について見直しを行います。
17	事故収束	A L P S 処理水の取扱いについて、慎重な検討、国内外へ正確な情報発信、具体的な風評対策の提示	A L P S 小委員会の報告書も踏まえ、幅広い関係者の御意見をお伺いした上で、政府として、風評被害対策も含め結論を出していくものと承知しております。復興庁としては、引き続き、関係省庁等と連携を密にしながら、風評の払拭、福島復興に向け全力を尽くしてまいります。
18		中間貯蔵施設の施設整備と輸送の安全・確実な実施、搬入開始後30年以内の県外最終処分の確実な実施	中間貯蔵施設の施設整備と輸送について数字や目標ありきではなく、安全第一を旨として、地元の皆様の信頼を大切にしながら、引き続き事業を進めてまいります。福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講じることとしております。県外最終処分に向け、政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用等に取り組んでまいります。
19	環境再生に向けた取組	仮置場の原状回復、除染後の農地等の不具合の確実な解消	環境省が実施する仮置場の原状回復については、除染関係ガイドラインに沿って行ってきたところ、引き続き、跡地利用に支障をきたさないよう、地元の皆様とも相談しつつ適切に進めてまいります。除染や仮置場としての使用により生じたと考えられる農地の不具合については、これまでも、環境省において、その解消のために必要な措置を講じてきていると認識しております。仮置場として利用されていた農地を利用して、営農再開を行うにあたっては、農林水産省において、地力回復や放射性物質の吸収抑制対策、新たな農業への転換等の支援を行っているところです。引き続き、個々のケースにおける状況や原因を踏まえ、必要な措置を講じてまいります。
20	帰還・移住の促進、生活再建等	特定復興再生拠点区域の着実な整備、拠点区域外の避難指示解除のための具体的方針の策定。将来的に帰還困難区域全ての避難指示の解除	帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意です。まずは、帰還困難区域において認定された特定復興再生拠点区域の整備を着実に進めていくことが重要と認識しております。特定復興再生拠点区域外への対応については、各町村それぞれの実情や要望、与党からの申入れ等を踏まえ、関係省庁と連携して、今後の政策の方向性について検討していくこととしております。

No.	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
21	帰還・移住の促進、生活再建等	避難生活の長期化等の避難者の個々の事情に応じたきめ細かな支援	<p>避難者への支援について、復興公営住宅等の整備を進めるとともに、住宅・生活再建に関する相談への支援などに取り組んできたところです。</p> <p>戻りたいと希望される方の思いが叶うよう、医療・介護、買い物環境、教育、生業の再生など、生活環境整備を引き続き支援していきます。</p> <p>避難先で過ごす方に対しては、生活の再建や安定に向けた相談対応や交流会などの取組を引き続き支援していくなど、今後とも被災者の方々の声に耳を傾けながら、できる限りの支援を行ってまいります。</p>
22		移住・定住等の促進並びに教育、医療、福祉及び住環境などの生活環境整備への必要な支援	<p>福島特措法の改正においては、交付金の対象として、新たな住民の移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大に資する事業を追加しています。地域の魅力や創意工夫を最大限引き出しながら、新たな活力を呼び込めるよう、思い切った施策を講じてまいります。また、魅力ある働く場づくりや、医療・介護・福祉や教育、買い物環境など、安心して生活していただける環境の整備も重要です。こうした施策を総動員して、帰還促進のみならず、新たな住民の呼び込みや定着にしっかりと取り組んでまいります。</p>
23	福島イノベーション・コースト構想	福島イノベーションコースト構想の一層の推進	<p>福島イノベーション・コースト構想については、昨年末にとりまとめた産業復興の青写真及び青写真を踏まえて変更された福島県の重点推進計画に基づいて、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」を3つの柱として、福島浜通り地域等の自立的・持続的な発展に向けて福島の浜通り地域等で一体となった取組を支援します。</p>
24		イノベーション・コースト構想の次を見据えた2030年以降の復興のロードマップの作成	<p>原子力災害被災地域の復興施策については、復興・創生期間後の基本方針において、当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、本格的な復興・再生に向けた取組を行うこととしており、復興・創生期間の終了から5年目にあたる令和7年度に、復興事業全体の在り方について見直しを行うこととしております。</p>
25		国際教育研究拠点について、国立の研究開発法人による設置とする等、国が責任を持って予算・人員を確保すること等	<p>国内外の人材が結集する国主導の国際教育研究拠点の構築について、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」の最終取りまとめが行われたところであり、復興庁が中心となって、関係省庁と連携し、関係地方公共団体等の意見を聞きつつ、同拠点に関する検討を行い、年内を目途に成案を得られるよう取り組んでまいります。</p>
26		定住人口の増加を念頭に置いた構想の実現、各種イノベ施設の有効活用	<p>福島イノベーション・コースト構想においては、地元企業の経営力・技術力向上や新たな事業展開と外部からの新たな企業・人材や研究・実証の呼び込みを両輪として、取組を進めることとしております。</p> <p>拠点施設については、企業等による拠点の利活用を推進する等により、拠点を核とした研究開発や産業集積、定住人口等の拡大に向けた取組を支援します。</p>
27		専門家によるハンズオン支援や大学等の復興知を活用したイノベ事業など今後も大学等や専門家と連携できる枠組みの継続	<p>復興・創生期間後の基本方針に基づき、福島の原子力被災地域において、企業の多様な資金需要への対応や専門家によるハンズオン支援に係る関係機関の連携体制の構築の推進、高等教育機関による教育研究活動の支援等を行います。</p>

No.	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
28		農林水産業や商工業についてのハード・ソフト両面の支援の継続	<p>これまで、事業者・農業者への支援を着実に進めてきている一方、避難指示等の解除の状況等により、被災地域ごとの事業・生業の状況は様々です。</p> <p>被災地域の事業・生業の再建に向けて、福島相双復興官民合同チームを通じた、個々の事業者・農業者等に対するきめ細かい支援に加え、水産加工業者等の販路拡大等被災地域企業のニーズに応じた支援などを引き続き実施することとしております。</p>
29		営農再開の加速化、農林水産業の担い手確保	<p>営農再開の加速化のためには、担い手の確保や農地の利用集積の促進が重要な課題であり、福島特措法の改正において、地元の担い手に加えて、外部からの参入も含めた農地の利用集積等を促進するための措置を盛り込むこととしております。</p> <p>これらの措置も活用することで、営農再開の加速化に向けて、なお一層取り組んでまいります。</p>
30	事業者・農林漁業者の再建	ふくしま森林再生事業（森林整備と放射性物質拡散防止対策）の継続、里山再生の取組の実施	<p>福島県の県民生活における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向け、平成28年3月に復興庁・農林水産省・環境省で「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」をとりまとめ、これに基づき、里山再生モデル事業や福島県「ふくしま森林再生事業」等に取り組んでおります。</p> <p>里山再生モデル事業については、県内で14のモデル地区を選定し事業を実施しているところ、令和2年1月に同事業の成果等を踏まえ中間とりまとめを行いました。</p> <p>中間とりまとめでは、令和2年度以降も「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を継続することとしており、里山再生事業の着実な実施に向け、関係省庁及び福島県と連携し取り組んでまいります。</p> <p>福島県「ふくしま森林再生事業」については、復興・創生期間後の基本方針において、復興・創生期間後も継続することを明記しており、今後、関係省庁と調整を進めてまいります。</p>
31		野生きのこの出荷制限の見直し	<p>野生きのこ類や山菜の出荷制限の解除については、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和2年3月23日 原子力災害対策本部）において、「管理の困難性等を考慮して検体数を増やす」「検査結果が安定して基準値を下回ることが確認できるよう検査する」とされたことから、林野庁において、平成27年11月に学識経験者による検討やそれまでの解除事例等を踏まえ、「野生きのこ類等の出荷制限の解除に向けた検査等の具体的な運用について」を定め、関係省と協議のうえ関係都県に通知したところです。なお、野生きのこの出荷制限は種類毎に解除することができることとされており、これまで、一部市町村のクリタケ、ナメコ、ナラタケ、ブナハリタケ、ムキタケ、マイタケが解除されています。</p> <p>検査期間や検体数についての御要望については、検査手法に関する最新の科学的知見も踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えております。</p>

No.	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
32	風評払拭	風評払拭に向けて、情報発信、放射線教育、健康管理、観光振興、農林水産品の販路開拓、輸入規制の撤廃・緩和に向けた取組等の継続	<p>風評払拭に向けては、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、政府一体となって国内外に向けた情報発信等に引き続き取り組みます。</p> <p>国内外に向けては、インターネット、SNS等の様々な媒体を活用した放射線に関する正しい知識や福島の実状についての効果的な情報発信に引き続き取り組みます。</p> <p>放射線教育については、同強化戦略に基づき、学校での放射線副読本の活用など、放射線教育に必要な取組を行います。</p> <p>また、健康管理及び健康不安の解消のために、福島県「県民健康調査」の円滑な実施に向けた財政的・技術的な支援を継続します。</p> <p>福島県の観光については、教育旅行や延べ宿泊者数の回復に課題が残っていることから、県が行う観光復興に向けた取組への支援を引き続き行います。</p> <p>福島県農林水産業再生総合事業等による生産・流通・販売の各段階における取組については、関係省庁とも連携しつつ、引き続き支援を行います。</p> <p>輸入規制の撤廃・緩和に向けて、引き続き、関係省庁と連携して先方政府に働きかけを行います。</p>
33		応援職員の確保等の人材確保対策の継続	<p>応援職員の確保などの人材確保対策については、復興・創生期間後の基本方針も踏まえながら、関係省庁と連携し、継続して取り組んでまいります。</p>
34	地方単独事業	復興特別交付税制度の継続	<p>復興・創生期間後の基本方針においては、福島の復興・再生には、復興・創生期間後も国が前面に立って取り組むとしたうえで、引き続き実施される復旧・復興事業について、震災復興特別交付税による支援を継続することとしております。</p> <p>復興庁としては、被災団体が復興・創生期間後も必要な事業を確実に実施できるよう、関係省庁と連携し、しっかりと対応してまいります。</p>

No.	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
2. 復興を支える仕組みについて			
35	財源	被災地の復興のための安定的な財源の確保	復興・創生期間後の基本方針において、復興・創生期間後の当面5年間の事業規模を1兆円台半ばと見込むとともに、令和7年度までの15年間の事業規模と財源について、ともに32兆円台後半でおおむね見合うものと見込んでおります。 復興・創生期間中の予算の執行状況等を踏まえ、引き続き、事業規模と財源について精査し、本年夏頃を目途に新たな「復興財源フレーム」を策定する予定です。
36		原子力災害に係る新たな課題等への対応を含めた財源の確保	なお、原子力災害被災地域については、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、必要に応じて見直しを行うものとする旨、基本方針に明記しております。
37	法制度	福島特措法改正案への期待、移住・定住の促進、交流・関係人口の拡大に係る事業の柔軟性の確保	新たな住民の移住・定住の促進、交流・関係人口の拡大に関する事業の具体的なあり方については、いただいた御要望も踏まえ、予算要求に向けて検討を進めてまいります。
38	復興特別区域法	復興特区制度の必要な地域での支援の継続等	令和3年度以降の復興特区制度の対象となる地域は、津波被害が甚大で基盤整備に時間を要した地域や原子力災害被災地域など、復興の課題が引き続き集中している地域に重点化することとしております。具体の対象地域については、これまでの復興の進捗状況等を踏まえ、各特例（規制、税制、金融、整備計画）の活用を見込む地域が包含されるよう、検討を進めてまいります。
39		復興特区税制による支援	令和3年度以降の復興特区税制については、内陸地域に比べ復興が遅れている沿岸地域の産業復興を重点的に進める観点から、対象を沿岸地域に重点化することとしております。具体の対象地域については、震災前と比べた人口など、復興の進捗状況等を踏まえ、引き続き、検討を進めてまいります。
40	自治体支援	応援職員の確保等の人材確保対策の継続（再掲）	（再掲）
41		復興特別交付税制度の継続（再掲）	（再掲）
42		被災地方公共団体に係る交付税算定について、人口算定にあたっての特例措置の継続	東日本大震災により、平成27年国勢調査人口がゼロ又は激減する団体については、普通交付税の算定に用いる人口を住民基本台帳人口ベースに引き上げるなど、特例措置を講じられていると承知しております。 令和2年国勢調査以降の対応についても、被災団体の財政運営に支障が生じないよう御要請の趣旨を総務省によくお伝えします。
43	組織	復興庁の総合調整機能や一元的な窓口機能の引き続きの確保	復興・創生期間後の基本方針に基づき、復興庁の設置期間を10年間延長する措置を含む「復興庁設置法等の一部を改正する法律案」について、令和2年3月に閣議決定し、同年6月に成立しました。復興・創生期間後も、復興庁の機能を維持し、復興の司令塔として復興に取り組んでまいります。
44		復興・創生期間後の復興局移転先の立地に関する意見	岩手復興局・宮城復興局の移転先については、被災自治体の意見等を踏まえながら、検討を進めてまいります。

No.	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
3. 新型コロナウイルスについて			
45	新型コロナウイルス	復旧・復興施策を着実に進められるよう、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援	復興庁では、復興大臣を本部長とするコロナ対策本部を設置し、被災自治体や関係省庁と連携して、被災地における新型コロナウイルスの影響把握に努めています。引き続き、注意深く状況を注視し、復興事業に支障が生ずることがないように、関係機関と連携して復興に万全を期してまいります。
46		新型コロナウイルス感染症の影響を受ける観光、農業、水産業等に対する支援	観光業については、緊急経済対策や復興事業を通じて、商品造成や受入環境整備の支援等の「助走期間としての準備」を進め、状況が落ち着き次第、需要喚起をしっかりと支援してまいります。 農林水産業については、今般の緊急経済対策において、資金繰り支援のほか、販売促進を支援する等の支援策を講じております。引き続き、関係省庁と連携して支援策を推進してまいります。
47		工期延長や説明会の中止等が生じた場合における事業期間延長や費用負担等への支援	地震・津波被災地域における公共インフラの整備等のハード事業については、やむを得ない事情により復興・創生期間内に未完了となる一部の事業について、期間内に計上された予算の範囲内で支援を継続してまいります。 復興事業の進捗に影響を及ぼす恐れが生じた場合には、個別の状況に応じて御相談いただければと思います。

No.	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
4. その他			
48		災害援護資金の償還期間延長や免除基準の明確化、債権回収に係る国の支援等	<p>災害援護資金の償還に当たっては、一定の要件の下で猶予や免除が行えることとなっておりますが、債権回収される市町村では様々な御苦労があるものと認識しております。</p> <p>まずは、償還事務を担う市町村と制度を所管する内閣府のとのコミュニケーションが円滑に行えることが重要と認識しています。市町村が適切に運用できるよう、内閣府にもご要望の件はよくお伝えいたします。</p>
49		国際リニアコライダー（ILC）の誘致実現等	<p>国際リニアコライダー（ILC）計画については、復興庁としては、平成31年3月7日に文部科学省から出された見解において、日本学術会議の所見を踏まえ、様々な懸念が指摘されていると承知している一方、立地地域への効果の可能性があると認識しております。</p> <p>今後、文部科学省において、見解に沿って、国際的な意見交換をはじめ検討が継続されていくものと考えており、復興庁としても、引き続き動向を注視してまいります。</p>
50		再生エネルギーのより一層の利用拡大に向けた環境整備	<p>経済産業省において、再生可能エネルギーの更なる利用拡大のため、送電網の増強や日本版コネク&マネージの推進についての検討が進められているものと認識しております。</p> <p>引き続き適切な系統整備に向けて必要な検討を進め、円滑な再エネの導入等を進められるよう、経済産業省に申し伝えます。</p>
51	その他	東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴う情報発信等の支援	<p>来年に延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、「復興五輪」としての位置付けに変わりなく、復興しつつある被災地の姿を国内外に発信する絶好の機会となります。引き続き、被災3県や組織委員会等と連携し、復興五輪に関する被災地の機運の維持や更なる醸成、復興に関する情報発信に取り組んでまいります。</p>
52		日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの影響に対する支援	<p>まずは、内閣府において、こうした懸念に対して丁寧に対応していただくことが重要であり、復興庁からも内閣府に対して、地方公共団体に早急にご説明するよう、お伝えしているところです。</p> <p>また、内閣府の中央防災会議の下に設置された「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、今後、最大クラスの地震・津波による人的・物的・経済的被害の想定や、被害を軽減するための防災対策の検討を進めていくと聞いており、こうした議論も注視してまいります。</p>
53		地方創生推進交付金等の手続における復興局による助言等の支援	<p>東日本大震災の被災地域における地方創生施策の更なる活用に向けて、本年4月から、復興局職員の一部を内閣府地方創生部局に併任することで、地方創生施策の相談窓口機能の強化を図っています。</p> <p>具体的には、復興局において、地方創生推進交付金の実施計画策定への指導・助言（いわゆる「事前相談」に含まれるもの。）をはじめ、地方創生関連の施策の利活用等に関する相談対応を、内閣官房・内閣府と連携しつつ実施することとしています。</p> <p>なお、地方創生推進交付金の事前相談は、申請受理の要件ではありませんが、被災団体からの申請については、復興局併任職員が内閣府地方創生部局と綿密に連携して対応してまいります。</p>
54		埋蔵文化財発掘調査事業に係る国からの専門職員派遣や制度の改善、継続的な財政支援	<p>復興・創生期間後の基本方針に基づき対応していくとともに、文化庁が所管する既存の制度の中でも可能な限り対応してまいります。</p>